

栃市高第843号
令和7年3月28日

事業所 各位

栃木市長 大川 秀子
(公印省略)

短期入所利用の際の留意事項について（通知）

平素は、本市の介護保険制度運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃より、適切な介護保険サービスの提供にお取り組みいただいていることと存じますが、標記のことについて下記のとおり、今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 短期入所施設への貸与品の持ち込みについて

福祉用具貸与は、利用者の居宅で使用されるべきものであり（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37条）第193条）、短期入所生活介護事業所は、短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第124条）とされています。これらのことから、短期入所施設への貸与品の持ち込みは原則として認められません。短期入所施設内での福祉用具の費用は短期入所サービスの報酬に含まれているものであり、施設内で使用される福祉用具は短期入所施設が用意すべきものと考えられます。

ただし、担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、事業所において生活を継続するには福祉用具が必ず必要だが、備えられている福祉用具の利用が本人の心身の状況から考えて困難と判断され、居宅において貸与を受け利用していた福祉用具を持ち込んで使用する場合（施設で用意されている福祉用具で対応できないかを十分に検討すること）、または、短期入所生活介護事業所が相当数の福祉用具を備えていたが、特定の福祉用具を必要とする利用者が想定より多いことにより当該福祉用具が不足しており、かつ、その状況において、その短期入所生活介護事業所でなければならない理由があり、居宅において貸与を受け利用していた福祉用具を持ち込んで使用する場合（短期入所生活介護事業所は、当該福祉用具の追加購入を検討すること）、その他短期入所生活介護事業所において福祉用具の貸与を必要とする特別の事情がある場合は持ち込み可能な場合があります。

2. 福祉用具貸与の算定について

短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用中でも福祉用具貸与の算定は認められています（老企第36号平成12年3月1日第二通則（2）サービス種類相互の算定関係について）。これは、短期入所サービス利用中の短い期間で一度返却し、退所後再度搬入す

ることが非常に不合理であるということから認められていると考えられます。そのため、短期入所サービスの利用中であっても福祉用具貸与費の算定が認められない場合がありますので、ご注意ください。

3. 居宅療養管理指導の算定について

居宅療養管理指導は、利用者の居宅を訪問して療養上の管理及び指導を行うものである（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 条）第 84 条）とされています。このため、短期入所サービス利用中で利用者の居宅たりえない短期入所施設にて行った居宅療養管理指導は算定することができません。

〒328-8686

栃木市万町 9 番 2 5 号

栃木市 保健福祉部

高齢介護課 介護保険係

TEL : 0282-21-2251・2252

FAX : 0282-21-2670

Mail : kaigo@city.tochigi.lg.jp